

## 照ヶ崎・生沢プールの アルバイト募集

照ヶ崎・生沢プールの受付員を募集します。

- ▶**人員** 若干名
  - ▶**給与(時給)** 760円
  - ▶**期間** 7月1日～8月31日
  - ▶**勤務時間** 8:30～17:00
  - ▶**提出書類** 町指定の臨時職員登録書1通(登録書は町ホームページからダウンロードできます。)
  - ▶**応募資格** 18歳以上の健康な方
  - ▶**締切り** 5月21日(月)まで
  - ▶**採用決定** 面接を行い、6月9日(金)までに連絡します。
- ☎・☎ 経済観光課 ☎内線264  
生涯学習課 ☎内線324

## 県障害者スポーツ大会

身体・知的障害者の社会参加の推進に寄与するため、県内在住者(横浜、川崎除く)で13歳以上の身体障害者手帳・療育手帳を持つ方を対象に開催します。(心臓等の内部障害があり、医師より運動が認められない方は参加できません。)

### 卓球・サウンドテーブルテニス競技会

- ▶**とき** 6月10日(日)
- ▶**ところ** 県立体育センタースポーツアリーナほか
- ▶**締切り** 5月9日(水)

### フライングディスク競技会

- ▶**とき** 6月24日(日)
- ▶**ところ** 県立体育センター陸上競技場
- ▶**締切り** 5月16日(水)

### 水泳競技会(知的障害者)

- ▶**とき** 7月15日(日)
- ▶**ところ** 県立体育センタープール
- ▶**締切り** 6月6日(水)

### 水泳・洋弓競技会(身体障害者)

- ▶**とき** 7月22日(日)
- ▶**ところ** 県総合リハビリテーションセンタープールほか
- ▶**締切り** 6月13日(水)

☎・☎ 障害福祉センター  
☎(73)4530

## 大磯キッズサーフィン チャレンジ大会

- ▶**とき** 6月17日(日) 6:30～11:30雨天決行 予備日6月24日(日)
  - ▶**ところ** 大磯海水浴場
  - ▶**内容** サーフィンスクール及びスクール型コンテスト
  - ▶**対象** 小学生
  - ▶**定員** 20名(町在住者優先)
  - ▶**参加費** 2,500円
  - ▶**締切り** 定員になり次第締切り
- ☎・☎ 町体育協会サーフィン部  
田原宅 ☎(61)7940

## 町民ヨットスクール大会の 開催と部員募集

湘南の海でヨットに挑戦してみませんか?

- ▶**とき** 5月27日(日) 10:00～15:00 小雨決行、荒天時6月9日(土)へ延期
  - ▶**ところ** 江ノ島ヨットハーバー
  - ▶**参加資格** 高校生以上(10名程度)
  - ▶**当日持参** 濡れても良い服装、タオル、着替え等
- ☎・☎ 町体育協会ヨット部 平川宅 ☎(61)1573  
<http://www.oiso.ne.jp/oyc/>

## 第29回町民ミニサッカー大会

- ▶**とき** 5月27日(日) 9:00開会  
6月3日(日)決勝戦終了後閉会式
  - ▶**ところ** 運動公園多目的グラウンド
  - ▶**参加資格** 15歳以上の町在住、在勤、在学の方(申込みは、チーム単位)
  - ▶**競技規則** 日本サッカー協会競技規則
  - ▶**チーム編成** 1チーム6人(競技者登録は10人までとする)
  - ▶**代表者会議・抽選会・申込**  
5月18日(金) 19:00～  
町役場4階第1会議室
- ☎ 町体育協会サッカー部 加藤宅  
☎(61)3643

## 第16回町民春季 男子ソフトボール大会

- ▶**とき** 6月10日(日) 8:30開会
  - ▶**ところ** 大磯中学校グラウンド
  - ▶**参加資格** 町在住、在勤の方
  - ▶**競技規則** 日本ソフトボール協会オフィシャルルール
  - ▶**申込期限** 6月1日(金)
  - ▶**代表者会議・抽選会** 6月1日(金) 19:00～ 生涯学習館
- ☎・☎ 町体育協会ソフトボール部  
山下宅 ☎(71)3437  
小清水宅 ☎(61)2008

## 『商業統計調査』6月1日

卸売業・小売業を営むすべての事業所(商業事業所:店舗)を対象として商業統計調査を全国一斉に実施します。

この調査は、商業事業所の分布状況や販売活動の実態を明らかにすることを目的とし、調査結果は商業振興、市街地の活性化などを進める重要な基礎資料となります。

5月中旬から、県知事が任命した「統計調査員」が、商業事業所(店舗)に伺い、『商業調査票』の記入をお願いします。取り集めも「統計調査員」が行いますのでご協力をお願いします。

### 調査票の「秘密」は、守られます。

調査事項は、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使用することはありません。

また、調査員や調査関係者が調査で知り得た事項を、他に漏らすことも禁じられています。



☎ 企画室 ☎内線206